

令和6年9月教育委員会定例会会議事録要旨

- 1 招集年月日 令和6年9月26日（木）午前10時00分 開会

- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室

- 3 出席者
教育長 佐川正人
一番委員 高橋明子
二番委員 長田聡子
三番委員 山口謙太郎

- 4 出席職員
教育部長 佐藤茂雄
参事兼生涯学習課長 佐藤洋
教育総務課長 真壁由美
学校教育課長 安藤裕明
文化課長 田中勲
中央公民館長 佐藤秀一
文化課主幹 片岡洋
教育総務課長補佐 高橋亮慈
学校教育課長補佐 五十嵐健一
学校教育課長補佐 生江紀彦
生涯学習課長補佐 富田真紀
文化課長補佐 福地精治
中央公民館長補佐 田中正文

- 5 閉会 午前11時23分

- 1 開会 午前10時00分、教育長から、9月定例会の開会が告げられた。
- 2 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
- 3 書記の指名 教育長から、教育総務課課長補佐が指名された。
- 4 会議録の承認 教育長から、令和6年8月の教育委員会定例会議事録について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なく、これを承認することに決定された。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和6年8月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

(2) 教育長の報告

報告第20号 共催及び後援の承認について

教育長が、報告第20号 共催及び後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長

共催及び後援の承認について、8月定例会以降、共催3件、後援19件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。内容等は所管課から説明します。

(以下について、所管課が説明を行った。)

(参事兼生涯学習課長)

- ・ 共催1番 事業名「第55回喜多方市民水泳大会」
- ・ 共催2番 事業名「第10回喜多方ラーメン杯指導者交流 蔵の街喜多方 高原・湖 四季の彩り北塩原中学野球交歓大会」
- ・ 共催3番 事業名「令和6年度福島県高等学校新人体育大会」

(学校教育課長)

- ・後援1番 事業名「第19回福島漢字探検隊 漢字のまち・喜多方でお酒と漢字」
- ・後援2番 事業名「こども夢の商店街」
- ・後援3番 事業名「第22回 竹田地域医療フォーラム」
- ・後援4番 事業名「第43回研究公開」

(参事兼生涯学習課長)

- ・後援5番 事業名「第5回 喜多方ボーイズ VICTRY カップ」
- ・後援6番 事業名「第33回全会津グラウンド・ゴルフ交流大会」
- ・後援7番 事業名「全会津合唱フェスティバル 2024」
- ・後援8番 事業名「第19回福島県会津空手道選手権大会」
- ・後援9番 事業名「令和6年度いのちの大切さを考えるシンポジウム」
- ・後援10番 事業名「第9回平和へのつどい・喜多方 2024」
- ・後援11番 事業名「第46回福島県中学生バレーボール選手権大会」
- ・後援12番 事業名「夢みる校長先生 上映会」
- ・後援13番 事業名「第7回市民活動フェスティバル」
- ・後援14番 事業名「喜多方若者超会議」
- ・後援15番 事業名「菊池道場福島セミナー2024in 会津」
- ・後援16番 事業名「教育×文化×観光=感動産業 第一弾！ 会津が誇る感動舞台W公演」

(文化課長)

- ・後援17番 事業名「会津ウインドオーケストラ年末コンサート 2024」
- ・後援18番 事業名「塩川町文化祭」
- ・後援19番 事業名「あつしおかのう文化祭」

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり追加説明があった。

学校教育課長

前回定例会において、回答を保留していた「t b c・TUFこども音楽コンクール福島地区大会」について、当コンクールへの本市小中学校の参加はございませんでした。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第21号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について

教育長が、報告第21号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について説明を求めた。

教育総務課長

令和6年9月30日付けで発令する喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同規程第2項の規定により報告します。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

6 審議事項

議案第27号 喜多方市学校給食推進会議委員の委嘱又は任命について

教育長が、議案第27号 喜多方市学校給食推進会議委員の委嘱又は任命について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市学校給食推進会議条例第4条の規定に基づき、14名を喜多方市学校給食推進会議委員に委嘱又は任命するものです。委嘱又は任命の期間は、令和6年11月7日から令和8年3月31日まで。

提案理由は、条例の施行後、新たに委嘱及び任命するものです。以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

長田委員

全員が新規委員になっているが、令和5年4月1日に制定された要綱に基づいて活動されている方が5名、6名重複されています。その方は継続委員ではないのでしょうか。

また、要綱と条例では所掌事務等が少し異なっているが、後任者が任命されるまでは引き続きその職務を行うということになるので、継続扱いとなるのではないかと。

また、条例が制定されたが、その際は条例が優先し、その次に要綱が生かされるのか。それとも条例が制定されて、要綱は全く生かさなくなったのか。条例と要綱の関係性について伺いたい。

学校教育課長

要綱は令和5年に制定し、それに基づいて、委員ご指摘の方々

に委員を委嘱、任命したところでもございました。

要綱はあくまで内規的なものでもありますので、改めて条例として設置し、長期的に取り組んでいく判断をしまして、令和6年3月に条例を制定したところです。

所掌事務は大きくは変わりませんが、今回条例を設置し、その条例に基づいて、新規に委員を委嘱、任命したものであります。

条例と要綱の関係性につきましては、条例の施行後は、要綱は廃止となります。

山口委員

公募委員とは、具体的にどのようなものか。

学校教育課長

広く市民からのご意見を頂戴するため、委員を市民から募ったところです。市広報お知らせ版に委員募集の記事を掲載し、応募されてきた方となります。

山口委員

公募の結果、応募者は記載の3名ということでしょうか。

学校教育課長

そのとおりです。

長田委員

要綱に基づき委員になられた14名は、昨年の教育委員会定例会の審議事項にあがっていなかったと思うが、いかがでしょうか。

学校教育課長

委員ご指摘の通り、要項に基づく委員の名簿について、昨年度この定例会であがっておりませんでした。申し訳ございません。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第28号 喜多方市学校給食費条例施行規則について

教育長が、議案第28号 喜多方市学校給食費条例施行規則について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市学校給食費条例施行規則を制定したいとするものです。

提案理由は、喜多方市学校給食費条例の施行に関し必要事項を定めようとするものです。

以上です。

教育長から質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

高橋委員

規則第9条の減免措置について、これまでの減免件数を教えてほしい。また、減免となった場合の減免率を教えて欲しい。

なお、要望として、減免措置はデリケートな部分なので、できるだけ速やかにトラブルなく移行できるように進めていただきたい。

学校教育課長

今年度減免措置を受けている児童生徒はおりません。減免となった場合は無料となります。

長田委員

給食費の未納について、第12条の規定では期限を指定して督促すると記載があり、様式第1号の枠内には、督促及び催告に応じなかった場合の文言や児童手当からの支払いに充てる旨の文言がある。未納の際の実際の流れはどのようになるのか。

学校教育課長

順序としては、督促と催告、それでも難しい場合は児童手当等から充当という流れとなります。

長田委員

児童手当については、10月1日から所得制限が撤廃されて、全員対象となるとの認識でよろしいでしょうか。

教育部長

そのとおりです。

山口委員

学校給食費の未納で最終的に児童手当から充当されることとなった場合、児童手当は給食費を差し引いた金額を振り込むことになるのか。その場合、法律上問題はないのか伺いたい。

学校教育課長

児童手当からの支払については、まず、こども課において対象児童の保護者に児童手当を現金でお渡ししてから、学校教育課の窓口にお越しいただき、相談しながら学校給食費の支払いを頂いているところです。

高橋委員

3点確認したいことがあります。

1点目は、夏休み明けに、児童生徒に何らかの問題が起きてなかったかということ。

2点目は、今年度試行したプールの利用状況について、また、来年度の方針や予定等、予算を組む前の骨組み等をお聞きしたい。

3点目は、夏休み中の作文や絵画コンクール等の依頼や募集、応募の仕方等について伺いたい。

消防や水道、人権等の様々なコンクールへの出展を学校にお願いに行っても、学校ではもう一杯で受け付けられないと伺っています。学校の努力で多くの作品が集まりコンクールが開催できていると思います。

今後の見直し案として、市全体でWebにより応募するような窓口を作るとか、学校を通さず自分のやりたいものを選んで自由に応募できる。そして、学校に行かない子どもたちも、その窓口を見て積極的に社会を考えていく、という可能性が広がるかもしれません。また、学校の負担を減らすことも大事で、コンクールを選択して、芽を摘み取っていくのではなく、もうちょっと広い視野で見直しを考えていただきたい。

これはちょっと急いでやらないといけないと思っています。コンクールは1度やめてしまうと、再開するのはすごく大変になってしまうと思います。

学校教育課長

1点目について、夏休み中の子どもたちの様子について、各学校の生徒指導担当に照会をかけたのですが、大きな問題等はございませんでした。

3点目について、夏休みの作品募集については、現在、市長部局が主催するコンクール等についての精査、精選をお願いしているところです。回答期限はまだですが、各課からは廃止と判断されたものもあり、子どもたちや学校に対して考えていただいている部分もございます。

プールの利用状況については、次回定例会で回答したいと思います。

山口委員

様式第1号（第3条関係）学校給食申込書には「学校給食を申し込みません」のチェック欄がありますが、例えば、アレルギー等の理由で弁当対応のご家庭はあるのでしょうか。

学校教育課長

牛乳のみ提供している事例がございます。今後も柔軟に対応してまいりたいと思います。

長田委員

様式第5号（第8条関係）学校給食の停止（再開）に関する届出書について、学校給食を停止する場合、5日前に届け出るようになっていますが、傷病に関しては、突発的に起こることが多々あると思います。その場に応じて対応することも可能でしょうか。

学校教育課長

学校給食の停止につきましては、食材の発注の関係もあり、業者との関係もあります。感染症などで、長期間ということが判明したときは、可能な範囲で対応していきたいと思いますが、例えば1日、2日の病気や怪我の場合は、保護者のご理解をいただきながら、進めていくようになるかと考えています。

長田委員

様式第5号（第8条関係）の様式ですが、長期の病気などで再開予定日がわからない場合、再度、当様式を提出すると思います。それを考慮すると様式のタイトルの再開の括弧書きは不要ではないでしょうか。例えば、様式第7号（第9条関係）のように上下に並列の記載ではいけないのでしょうか。

また、規則第8条では「学校給食費の額を調整することができる」と教育委員会の立場として書かれていると思いますが、第2号では「傷病等により・・・学校給食の提供を受けることができないことを理由に停止を希望するとき。」と児童生徒、保護者側の方の言い方になっています。記載として「停止の希望があったとき」や「停止の希望を聞いたとき」とした方が合うのかなと思いました。

また、第2号に「市が学校給食を実施する日において」とありますが、この文言は第1号、第3号の条文とあわせると不要ではないかと思いました。

学校教育課長

条文について再検討し、次回お示ししたいと思います。

高橋委員

長期間不登校の児童生徒の給食費はどのように対応しているのでしょうか。

学校教育課長

学校給食の停止の届出を頂いている方からは給食費を頂いておりませんが、停止の届出を出されていない方からは給食費を頂いております。保護者のお考えなどにより対応しています。

高橋委員

欠席した場合は給食の残渣が増える原因になっているのでしょうか。

学校教育課長

学校内で調整し、なるべく残渣が発生しないようにしています。衛生面から欠席した児童生徒への食材の届けなどは行っていません。

高橋委員

国では学校給食費の無償化を検討しており、他県では無償化を

進めているところもあるかと思うが、無償化に向けた本市の動きはどうなっているのか。

学校教育課長

国や県に対して要望しているところです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

7 連絡事項

令和6年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和6年10月17日（木）午前10時から開会することを説明した。

8 閉会

午前11時23分、教育長から、閉会が告げられた。